

総合評価方式における低入札価格調査制度の実施について（報告）

本市においては、平成30年3月まで総合評価方式による建設工事の入札について、ダンピング受注の防止策として、最低制限価格制度を適用して落札者を決定していましたが、平成29年9月に国から総合評価方式による建設工事への低入札価格調査制度の適用について要請がされたことを受け、平成30年4月から、次のとおり低入札価格調査制度を適用して落札者を決定することとしました。

1 変更の内容

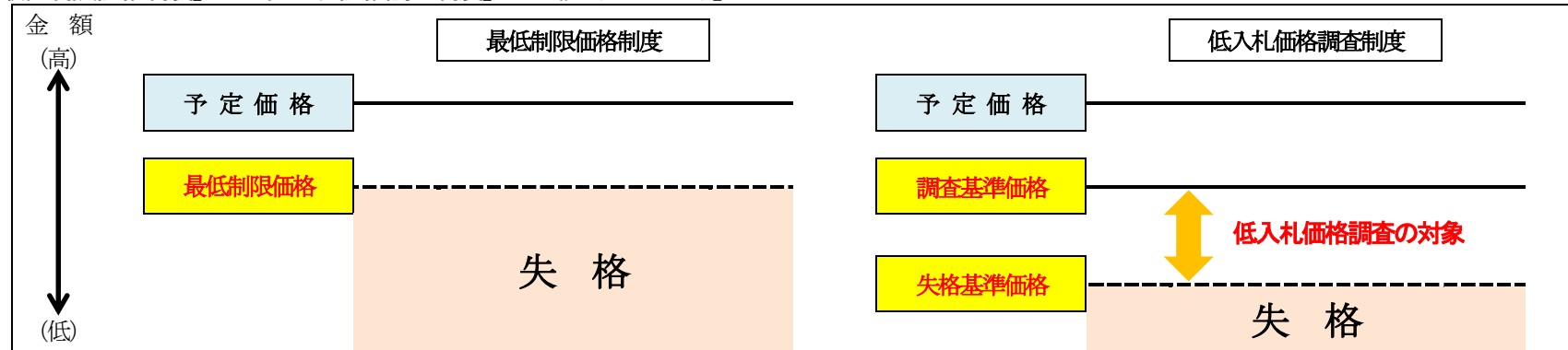
- (1) 適用する制度 : 総合評価方式による建設工事の入札におけるダンピング対策を、「最低制限価格制度」から「低入札価格調査制度」に変更します。
- (2) 適用する時期 : 平成30年4月1日（同日以降に入札を公告する案件から適用します。）

2 低入札価格調査制度の内容

(1) 制度の概要

- ・ 調査基準価格と失格基準価格を設定し、総合評価において最も評価値の高い者となった入札者の入札金額が両基準価格間の金額であった場合に低入札価格調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときには、当該入札者を落札者とししない制度です。

【「最低制限価格制度」と「低入札価格調査制度」の比較（イメージ）】



(2) 調査基準価格

- ・ 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査を行う必要を認める基準となる価格として定めます。
- ・ 算式は、最低制限価格の算式と同様です。

【例：土木関連工事の場合】

調査基準価格 = (直接工事費 × 100% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 80% + 一般管理費 × 55%) × ランダム係数

※ランダム係数は、1.00から1.02までの乱数

(3) 失格基準価格

- 入札金額が失格基準価格に満たないときは、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者としません。
- 失格基準価格は、国土交通省作成の地方公共団体向け総合評価実施マニュアル等を踏まえ、予定価格に応じた算式により設定します。
失格基準価格 = (直接工事費 × a + 共通仮設費 × b + 現場管理費 × c + 一般管理費 × d) × ランダム係数
※ランダム係数は、調査基準価格のランダム係数と同じです。

【例：土木関連工事の場合】

係数	経費区分	予定価格		
		5千万円未満	5千万円以上3億円未満	3億円以上
a	直接工事費	0.9	0.9 - 0.09 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円	0.81
b	共通仮設費	0.81	0.81 - 0.081 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円	0.729
c	現場管理費	0.72	0.72 - 0.072 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円	0.648
d	一般管理費	0.495	0.495 - 0.0495 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円	0.4455

(表中の「予定価格」は、消費税及び地方消費税相当額を含みます。)

(係数 a, b, c, d は、それぞれ小数第4位までとし、小数第5位を切り捨てます。)

- 失格基準価格の算出に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の経費区分は、最低制限価格制度における工事の種類ごとの経費区分と同様です。

(4) 低入札価格調査の内容

- 入札者のうち最も評価値の高い者が調査対象となった場合、当該入札者（以下、「調査対象者」といいます。）から、当該価格で入札した理由、入札金額の積算内訳等に関する資料の提出を求めます。
- 呉市は、提出された資料及び調査対象者とのヒアリングにより、当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断します。

【提出をを求める書類】

必須書類	低入札価格調査報告書、当該価格で入札した理由書、工事費内訳書
必要に応じて提出をを求める書類	手持ち工事・資材・機械の状況、資材購入予定先 など

(5) 開札後の流れ

- 低入札価格調査を行う場合の標準的な開札後の流れは次のとおりです。

【開札後の流れ（イメージ）】



(6) 調査対象者と契約する場合の措置

- かし担保責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から通常2年のところを4年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては通常1年のところを2年）以内に延伸します。
- 適正な施工を確保するため、総括監督員（当該工事を担当する監督員を総括する職員）による現場点検を行います。